

## 大会宣言

民生委員は方面委員の時代より子どもや子育て家庭の相談支援にあたっており、それが昭和22年の児童福祉法制定時に民生委員が児童委員に充てられたことにつながっています。しかし今日、とくに子どもたちをめぐっては、虐待、いじめ、自殺、貧困などさまざまな課題が深刻化するとともに、ヤングケアラーなど、新たな課題も顕在化しています。

国は、子どもの最善の利益を第一に考える、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現に向けた新たな司令塔として、「こども家庭庁」の設置に向けて準備をすすめています。

このような変化のなかでは、私たち民生委員・児童委員一人ひとりが、「民生委員が児童委員を兼ねる意義」をあらためて意識し、これまで以上に民生委員活動、児童委員活動、主任児童委員活動を不可分一体の活動としてすすめることが重要です。

民生委員・児童委員はこれまで、地域のつなぎ役として活動を重ねてきました。令和2年の新型コロナウイルス出現以降、それまでと同様の方法で委員活動を行うことが難しい場面もありましたが、これからも地域住民の身近な相談相手として、地域共生社会の実現に向けて活動することに変わりはありません。

私たち全国約23万人の民生委員・児童委員は、常に地域住民に寄り添いながら、誰もが笑顔で安全に安心して暮らすことができる地域づくりに取り組めます。この決意を込め、本日、第91回全国民生委員児童委員大会の開催にあたり、次のとおり宣言します。

一、コロナ禍にあっても、地域で支援を必要とする人びとへの見守りや相談活動を継続し、地域の幅広い関係機関と連携して地域共生社会づくりに取り組めます

一、民生委員・児童委員が率先して地域の子育て応援団となり、子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりに取り組めます

一、全国の災害被災地の人びとや、そこで活動する民生委員・児童委員への支援を引き続き行うとともに、災害に備えた平常時からの地域づくりに取り組めます

一、基本的な人権への理解を深めるとともに、人権啓発に関する活動に積極的に協力し、人権を尊重した地域づくりに取り組めます

一、広く社会に対し民生委員・児童委員制度の周知を図り、民生委員・児童委員活動、主任児童委員活動の正しい理解の浸透と一層の充実・発展に向けて取り組めます

令和4年10月19日

第91回全国民生委員児童委員大会

(於 愛知県名古屋市)